

提出書類(過疎地域における県税の課税免除)

区分	法人	個人 (製造業等)	個人 (畜産・水産業)	不動産取得 税及び県固 定資産税
1 過疎地域における県税課税免除申請書(設備の取得等に関する事項の明細含む) ※指定様式	○	○	○	△
2 従業者数に関する調 ※指定様式(付表1又は2)	○	○		
3 土地及び家屋に関する調 ※指定様式(付表3)				○
4 会社案内概要等のパンフレット ※HP 等を出力したもので可	○	○	○	△
5 会社の実績を明らかにする書類 ※営業報告書、貸借対照表及び損益計算書(初めて申請する場合は、直近の2事業年度分を提出してください。)	○			△
6 事業所全体の見取図 ※敷地及び工場の配置の状態が分かるもの	○	○	○	△
7 事業所の年次別建設計画及びその実績	○	○		
8 家屋の平面図(※設計図のコピーでも可)	○	○		△
9 機械装置等の配置図 ※工場内の機械装置等(課税免除対象外の設備を含みます。)について、その位置及び名称を明示してください。 ※課税免除の対象となるそれぞれの設備等に配置された従業者名を明示してください。	○	○		
10 課税免除の対象となる設備の固定資産台帳の写し	○	○		△
11 課税免除の対象となる設備に係る製造工程の説明書及び工業生産設備の用途説明書	○	○		
12 当期分の法人税の申告書のうち次に掲げる書類の写し ①申告書 ②所得の金額の計算に関する明細書 ③定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書 ④特定地域における工業用機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 ⑤特別償却準備金の損金算入に関する明細書 ※租税特別措置法第45条第3項の特別償却を行っていない場合は、理由書を添付し、関連する特別償却の付表を提出してください。	○			△
13 当年分の所得税の確定申告書の写し		○	○	
14 当年分の青色申告決算書の写し(特別償却に関する明細書を含む) ※租税特別措置法第12条第4項の特別償却を行っていない場合は、理由書を添付し、関連する特別償却に関する明細書を提出してください。		○		
15 従業者の調べ ※当該事業所については、個人別の明細を、岐阜県内の他の事業所については総人数を、それぞれ明らかにしてください。なお、当該事業所については、従業員の採用・退職日及び配置日を明記してください。 ※設備等の取得日と従業者の採用・配置日との整合性に注意してください。 ※県税申告書に第10号様式の添付がある場合は、整合性をとってください。	○	○	○	
16 家屋の建築請負契約書等、登記簿謄本の写し				○
17 (土地が対象の場合) 売買契約書の写し、登記簿謄本の写し				○
18 産業振興機械等の取得に係る確認申請書 ※当該申請書の下段の、市町村の「確認」を受ける必要があります。	○	○		△

※△は事業税と併せて提出する場合は不要です。

※申請後、書面審査及び現地調査を実施します。

※提出書類は、正副各1部提出してください。(副本は正本の写しで結構です。)

※分割法人は、課税標準の分割に関する明細書の写しも提出してください。